

自由投稿論文

国境を超える子どもの商業的性的搾取—ラテンアメリカの視点から

勝 間 靖*

はじめに

子どもの権利条約の第34条は、子どもの性的搾取をなくすために、あらゆる方策をとるよう国家に義務づけている。さらに、1989年の世界子どもサミットと93年の世界人権会議では、とくに困難な状況におかれた子どもの保護が再確認された。また、国連人権コミッションは、90年に「子どもの売買、買春、ポルノに関する特別報告者」を設置したのち、92年には行動プログラムを採択している (UN, 1992)。

このような国際的潮流の中で、政府および市民社会を大きく動員したのが、1996年の「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議 (ストックホルム会議)」である。この会議の開催を主導したのは、NGO(民間公益組織)であった。タイのチェンマイで「第三世界観光に関するエキュメニカル連合」会議が開催された翌年の90年に、ECPAT (End Child Prostitution in Asian Tourism) が設立された。そして、ECPAT などによる努力の結果、ストックホルム会議が開催されるに至り、子どもの性的搾取の問題に反対する運動は一つの頂点に達した。この会議では、子どもの性的搾取を根絶させるためのより具体的な行動計画が作成された (World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, 1996)。

民間企業の側からも子どもの人権侵害を非難する動きが起こった。1995年に世界観光組織は「組織的な買春ツアー防止についての声明」を採択した。また、旅行代理店協会世界連盟は「子どもと旅行代理店の憲章」を作成し、買春ツアーによる子どもの性的搾取を非難する声明を出した (Stabler, 1996; UNICEF, 1997)。

このような動きからみても、国際レベルでは、各国政府、NGO、旅行業界の意思がすでに確認できていると言える (UN, 1997; Calcetas-Santos, 1998a)。とくに、ストックホルム会議で採択された行動計画は、各国に具体的な国別行動計画の策定と、その進展のための指標づくりを2000年までに求めている。これに対応して、インド、タイ、ドイツ、フランスが行動計画の作成をすでに終えている。

日本では、ストックホルム会議のフォローアップ会議が1997年5月に開催され、法改正への努力と啓蒙活動がより一層活性化された (日本ユニセフ協会・駐日スウェーデン大使館、1997)。その結果、99年5月には「児童買春・児童ポルノ禁止法」が成立している (室田、1999; 『読売新聞夕刊』1999)。この法による最初の摘発として、11月11日には、インターネットのホームページで子どものポルノ画像を閲覧させていた埼玉県の男性が逮捕された (『朝日新聞 Asahi. Com』1999)。今後は、法改正にとどまらず、より広範な運動へ向けて、日本としての総合的な行動計画を策定することが課題であろう。

本稿では、このような国際的潮流と日本での動向を踏まえたうえで、ラテンアメリカの視点から、子どもの性的搾取のグローバル化の傾向と、それへの対策について論じる。なお、本稿における「子ども」とは、子どもの権利条約の定義に従い、18歳未満を指す。

1. 子どもの性的搾取の世界的傾向

子どもの性的搾取の具体的な内容は何か。一般に、買春、ポルノ、性的搾取を目的とした人身売

*かつま やすし、国連児童基金メキシコ事務所社会政策担当

買などが含まれる。しかし、その実態や規模の詳細は明らかでない。ある推定によれば、世界的にみて200万人以上の子どもが性的搾取を受けていると言う。最も事態が悪化している国として、インドの40~50万人、米国の30万人、タイの10万人、フィリピンの6万人が指摘されている(UNICEF, 1995)。米国の数字からも明らかなように、途上国だけの問題ではない。

子どもを対象とした性的搾取の大半は国内問題である。しかし他方、買春ツアーに象徴される国境を超えた子どもの性的搾取も増える傾向にある(U.S. Department of Labor, 1996)。グローバリゼーションの潮流の中で、性産業の特徴も変わりつつあると言えよう。

第1に、「サービス」については、買春する側だけでなく、性的サービスを提供する側も国境を超えて活動するようになった。つまり、先進国から途上国への買春ツアーの問題がますます深刻になる一方で、途上国の貧しい女性や子どもが、自発的または強制的に先進国へ連れて行かれるという事例が増えている(Barnitz, 1998)。

第2に、「モノ」については、ポルノ商品がこれまで考えられなかった規模で流通されている。まず、規制の緩い途上国で生産されたビデオが先進国へ配送されるという問題が拡大している。さらに、インターネットの普及によって、物理的な距離に関わらず、子どものポルノ画像がやり取りされる事態が生じている。

本稿で問題とするのは、性産業の国際化が子どもの性の商品化に拍車を掛けているという点である。まず、子どもを性的対象とする顧客が先進国を中心として増えるという「需要」側の変化がある。そして、搾取されやすい脆弱な立場にある子どもが、とくに途上国で増加する傾向にあるという「供給」側の事情がある(Muntarhorn, 1996)。グローバリゼーションの潮流の中で、性産業は、この新しい「需要」と「供給」との間の国境を超えた斡旋活動を通して、子どもの性の商品化を急速に進めてきた。ある推定によれば、国際的な性産業は、年間に200億ドル以上を売り上げている

(*Economist*, 1998)。このようなグローバル化の結果、既存の法によって子どもの性的搾取を取り締ることがますます困難となっている(IBCR, 1997)。

これまで、NGOの精力的な活動によって、とくにアジアにおける子どもの性的搾取の実態が明らかにされてきた。例えば、フィリピンやスリランカにおける外国人児童性的虐待者による犯罪に関しては、すでに数多く報告されている。その結果、子どもの人権を著しく侵害する社会問題として関心が高まり、それぞれの国は対応を迫られてきた。しかし、ラテンアメリカでは、ようやく実態把握の試みが始まったばかりである。

2. ラテンアメリカにおける子ども買春

ラテンアメリカの多くの国の特徴として、ストリート・チルドレンの数の多さが指摘される。とくに、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ市、ペルーのリマ市、メキシコ市、グアテマラ市などでは、急速な都市化によって問題が悪化している。

メキシコでは、村落地域の貧困を原因とした都市への人口流出により、搾取の対象となりやすいストリート・チルドレンが増加している(勝間, 1999a)。メキシコ市だけで、1万3000人以上の子どもが路上で生計を立てていると推定される。大半のストリート・チルドレンは帰る家庭を持っているが、その他は、大都市や国境都市への移住の過程において家族と離散した子どもや、家庭内暴力が原因で家出した子どもであり、夜も路上で生活しているため、買春や人身売買に巻き込まれる場合が多い(勝間, 1999b)。メキシコ市においては、英国、ドイツ、フランスからの外国人による子どもの買春が問題となっている(Arturo, 1998)。また、米国との国境に隣接した北部の都市では、国境間にまたがる性的搾取の実態が報告されている(Almazán, 1998)。なかでもティファナは多くの日本人旅行者が訪れる都市なので、日本としても無関心ではいられない。さらに、タバチュラなど、グアテマラと接する南の国境近辺の町では、中米の子どもを対象とした性的搾取が

増えている (生長、2000)。

最近では、中米における外国人による子どもの買春が増加している。これは、ECPATなどのNGOの努力によってアジアにおける改善が進んだ結果、アジアからラテンアメリカへの問題の移転が起こっていることを示す一例である (Roche, 1999)。とくに1998年のハリケーンの後増加したストリート・チルドレンを狙った買春ツアーが増えているという報告もある (CNN, 1999)。米国人の相次ぐ逮捕は、この地域における問題の顕在化を示している (Casa Alianza, 1998a)。

同様に、ドミニカ共和国などカリブ海域諸国でも、外国人による子どもの買春が社会問題化している。従来国内問題としての性的搾取と区別し、外国人による「新しい」子ども買春として対応策を講じる動きもある (Silvestre, Rijo & Bogaert, 1999)。

3. ラテンアメリカにおける子どもポルノ

子どもポルノは、技術進歩と規制欠如により、急速に広がっている。ビデオ機器やデジタル・カメラの普及により、児童性的虐待者が自らポルノを撮影する事例が増えている (Sancton, 1996; Svedin & Back, 1996)。また、インターネットの登場は新たな問題を引き起こしている。1998年9月に米国が他の13カ国と協調して行った摘発では、200人以上が子どもポルノをインターネットで流通させていた (Shannon, 1998)。

1996年5月に、米国郵便サービスは、メキシコ市が子どもポルノのビデオ制作基地になっていると非難した (Cevallos, 1998)。ある国際配送会社は、新生児から18歳までの子どもポルノをアカプルコで撮影し、米国内の5000もの顧客リストへ配送していた (Manuel, 1996; Tafolla, 1996)。このような事例は、94年の北米自由貿易協定発効以降の輸出入手続き簡素化に伴い、米国とメキシコの間で急増している (Sancton, 1996)。

4. ラテンアメリカにおける子ども人身売買

ボリビアやハイチなど、ラテンアメリカのい

くつかの国では、貧しい先住民の子どもが親元を離れ、中流または上流の家庭で家事手伝いをし、その見返りとして生活や教育上の支援を受ける慣習が残っている。家事手伝いとは言うものの、10歳から12歳の子どもが実質上の奴隷状況に置かれている場合が多く、性的搾取を受けることもある。正確には人身売買と呼べないかもしれないが、隠れた大きな問題として、近年になって注目を浴びるようになった。

子ども人身売買は増加傾向にあるとみられるが十分な情報がない。最近では、グアテマラ (Casa Alianza, 1998b) やヴェネズエラ (Gutierrez, 1998) での増加が報告されている。また、経済環境が悪化するブラジルからパラグアイへの子ども人身売買も報告されている (Acosta & Acosta, 1997)。

1998年2月には、犯罪組織によって買春に巻き込まれていたメキシコ人の子どもたちが、米国カリフォルニア州で救出されている (*Heraldo de México*, 1998)。さらに99年5月、少なくとも17人の幼児をメキシコから米国へ不法に連れ込み、ニューヨーク近辺で2万ドル以上で売っていた犯罪グループが摘発された (*New York Times*, 1999)。これらは氷山の一角に過ぎないであろう。

5. 子どもの性的搾取をなくすためのアメリカ大陸における動き

米国では、1994年に「子ども虐待防止法」が制定され、国外で子どもを性的搾取した米国人についても、米国内で10年以下の刑と25万ドル以下の罰金を科すようになった。この法律による最初の摘発は97年であった。家族からの通報により、フロリダ州で少年を性的搾取した疑いで、フロリダ州の大学教授が逮捕された (Roche, 1999)。今後、連邦捜査局と米国税関の協力により、米国人による犯罪を未然に防ぐことが期待される。

ラテンアメリカでも、子どもの性的搾取を処罰するための法制化の動きが進んでいる。1990年にブラジルで「子どもと若者に関する立法」が制定

されたのを始めとして (Muntarborn, 1992)、最近では99年に、メキシコで「子ども買春・ポルノ禁止法案」が可決された。以下では、このメキシコ法案が可決されるまでの動きを追うことにする。

1997年11月、国連人権コミッション「子どもの売買、買春、ポルノに関する特別報告者」がメキシコを訪問したが、その報告書は98年2月に公表された。メキシコ政府や市民社会だけでなく、国連児童基金 (ユニセフ) についても、その努力の不十分さが指摘された (Calcetas-Santos, 1998 b)。これによってメキシコ政府の国連代表部と外務省が危機感を持った結果、ストックホルム会議の行動計画に基づいたメキシコ行動計画策定の動きは加速された。

同年8月、政府と市民社会の代表を集め、2日間の会議が開催された。ユニセフの招待によりメキシコを訪問した前国連人権コミッション特別報告者、ヴィティット・ムンタボーン教授の基調講演に始まり、活発な議論が繰り広げられた。そして、会議の終わりには政府機関である「家族の統合的発展システム」が準備したメキシコ行動計画案が提出された。このメキシコ行動計画案は、ストックホルム会議の行動計画に沿い、(1)防止、(2)保護、(3)回復と社会復帰、(4)州・国・国際レベルでの調整および協力体制、(5)子どもの参加の5本の柱から構成されている。このメキシコ行動計画案には、子どもの性的搾取を重罪とする法改正を推進することも含まれていた。

その後、複数政党への働きかけの結果、1999年10月に「子ども買春・ポルノ禁止法案」が可決され、18歳未満の子どもの対象とした買春とポルノについて、搾取する側に対して3年から30年の実刑と、月当り最低賃金の1万倍以下の罰金が科されることになった (Becerril, 1999)。ただし、国外犯処罰規定は入っていないため、メキシコ国外における犯罪については、犯罪人引渡条約によって、児童性的虐待者を管轄権のある国へ引き渡す方針である。

おわりに

まず、それぞれの国において、ストックホルム会議で採択された5本の柱からなる行動計画に沿って、総合的な国別行動計画を策定することが重要である。この行動計画の策定プロセスには、政府だけでなく、市民社会も広く参加するべきである。

これまでは、どちらかと言うと、性的搾取を受けた子どもの保護、回復と社会復帰という観点からの取り組みが中心であった。しかし今後は、性的搾取する側を効果的に抑止するため、防止により重点をおくことが必要であろう。

子どもを性の対象とする「需要」が維持・拡大される傾向の背景には、次の3点の理由がある。第1に、子どもとの性行為からは病気に感染する確率が低い、という誤った認識の広がりである。第2に、ジャマイカの村落地域にみられるように、子どもとの性行為によって若返りや病気の治癒が可能となるといった、伝統的神話が今なお蔓延している (UNICEF, 1997)。第3は、子どもを性行為の対象とする児童性的虐待者の増加であるが、これは先進国において著しい傾向である。

1と2については、これらの誤った考え方を正す教育活動が有効であろう。しかし、3は子どもを標的とする「確信犯」であるため、法による取締りと、その後のカウンセリングが望ましいとされている。

まず防止の観点からは、子ども買春、子どもポルノ、性的搾取を目的とした子ども人身売買を、各国において犯罪とすることが不可欠である。子どもの権利条約の批准国は、そのために国内法を調和させる義務を負う。

国外における子どもの性的搾取についても、国外犯処罰規定を設けるか、犯罪人引渡条約で対応できる体制を整えることが重要である。しかし、警察機関に任せているだけでは問題の摘発が難しい。一人ひとりの市民が監視していくべきであろう。とくに旅行業界を含め、市民社会の幅広い参加を促進していかなければならない。

また、子どもの性的搾取のグローバル化に対抗

していくためには、超国境的な運動をさらに活性化していく必要がある。とくに、アジアからラテンアメリカへの問題の移転をみると、地域を超えた地球規模での対応が不可欠だと言えよう。つまり、政府および市民社会組織の国際レベルにおける調整および協力体制を確立することが求められている。

子どもを対象とした買春ツアーの防止策の一つとしては、すでに犯罪記録を持つ者の再犯を未然に防ぐことを目的とした「緑の警告 (Green Notice)」の発行がある。国際刑事警察機構 (Interpol) は、児童性的虐待者が国外へ出国すると、加盟国へ警告を出している。警告を受けた国は、児童性的虐待者の入国を拒否したり、行動を監視することによって、子どもの性的搾取を未然に防ぐことができる。

同時に、NGO、人権擁護組織、旅行業界などの市民社会組織も国際レベルにおける協力をさらに進めていくべきであろう。とくに、対策が進んでいるアジア諸国が、その経験をラテンアメリカなど他の地域へ伝えていくことは有益である。子どもの性的搾取のグローバル化に対抗するために、地球規模での市民社会の連帯が求められているのである。

[引用文献一覧]

- 【朝日新聞 Asahi. Com】(1999.11.11)「インターネットで児童ポルノを公然陳列：男を逮捕」
 生長恵理 (2000)「子どもの保護に関するメキシコでの活動」『ユニセフ・ニュース』184号
 勝間靖 (1999a)「グローバル化の社会的弱者への影響：メキシコの現状と政府の果たすべき役割」『ラテンアメリカ・レポート』16巻1号
 勝間靖 (1999b)「メキシコにおける子どもの性的搾取：子どもの権利条約批准後の法、政策、実践」『平和研究』24号
 日本ユニセフ協会・駐日スウェーデン大使館 (1997)「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議フォローアップ会議報告書」
 室田康子 (1999.5.9)「みんなのQ & A：児童買春・ポルノ禁止法」『朝日新聞朝刊』4頁
 『読売新聞夕刊』(1999.5.18)「買春処罰法が成立：今秋にも施行」1頁
 Acosta, L. M. & Acosta, N. A. (1997). *Explotación sexual de niñas y adolescentes*. Asunción, Paraguay: UNICEF.
 Almazán R., A. (1998). "Tijuana: Los niños de la Plaza Santa Cecilia," *Milenio*, 28.
 Arturo H., J. (19 February 1998). "Hacen turismo sexual con niños en México," *Reforma*, p.3B.
 Barnitz, L. A. (1998). *Commercial Sexual Exploitation of Children: Youth Involved in Prostitution, Pornography and Sex Trafficking*. Washington, D.C.: Youth Advocate Program International.
 Becerril, A. (27 October 1999). "Penas hasta de 30 años a la explotación sexual de menores," *La Jornada*, pp.1 & 6.
 Cable News Network (CNN) (7 February 1999). "Innocence for sale," News Stand: Time & CNN (Producer: Julia Powell).
 Calcetas-Santos, O. (1998a). *Report of the Special Rapporteur on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography*. New York: UN Commission on Human Rights (E/CN.4/1998/101).
 Calcetas-Santos, O. (1998b). *Report of the Special Rapporteur on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography: Addendum (Mexico)*. New York: UN Commission on Human Rights (E/CN.4/1998/101/Add.2).
 Casa Alianza (4 May 1998a). "Arrest of another American sex tourist in Costa Rica." *Last Minute News* [http://www.casa-alianza.org].
 Casa Alianza (5 August 1998b). "U.S. State Department: Child trafficking is a serious problem in Guatemala." *Last Minute News* [http://www.casa-alianza.org].
 Cevallos, D. (10 February 1998). "Rights-Mexico: Sterile at age 12, AIDS at 14." *Inter Press Service* [http://www.oneworld.org/ips2].
 Economist (14 February 1998). "The sex industry: Giving the customer what he wants," pp.21-23.
 Gutierrez, E. (11 January 1998). "Rights: Child traffic in Venezuela, Tip of the iceberg," *Inter Press Service* [http://www.oneworld.org/ips2].
 Heraldo de México (26 February 1998). "Desbaratan una red de prostitución de niñas mexicanas en Estados Unidos."
 International Bureau of Children's Rights (IBCR) (1997). "International dimension of child sexual exploitation: Theme for 1997/1998." Montreal: mimeo.
 Manuel V., J. (2 July 1996). "Presos, 6 presuntos capos de la pornografía infantil," *La Jornada*, pp.1; 36.
 Muntarhorn, V. (1992). *Report of the Special Rapporteur on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography: Addendum (Brazil)*. New York: UN Commission on Human Rights (E/CN.4/1992/55/Add.1).
 Muntarhorn, V. (1996). *Sexual Exploitation of Children*. Geneva: UN Centre for Human Rights.
 New York Times (28 May 1999). "Baby smuggling racket."
 Roche, T. (15 February 1999). "Tourists who prey on kids: Central America is the new hunting ground for pedophiles. Can a U.S. law stop them?," *Time*, p. 43.
 Sancton, T. (2 September 1996). "Preying on the young," *Time*, pp.18-21.
 Shannon, E. (14 September 1998). "Main street monsters: A worldwide crackdown reveals that child pornographers might just be the people next door,"

国境を超える子どもの商業的性的搾取 (勝間)

Time, p.38.

Silvestre, E.; Rijo, J. & Bogaert, H. (1999). *La neo-prostitución infantil en República Dominicana*. Santo Domingo: UNICEF.

Stabler, M. (1996). "Tourism and children in prostitution." Paper prepared for the World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, 27-31 August 1996, Stockholm: *mimeo*.

Svedin, C. G. & Back, K. (1996). *Children who don't Speak out: About Children being used in Child Pornography*. Sweden: Radda Barnen.

Tafolla, G. (2 July 1996). "Cae en Acapulco una banda internacional de productores de pornografía infantil," *El Nacional*, p.18.

UN, Commission on Human Rights (1992). *Programme of Action for the Prevention of the Sale of Children, child prostitution and child pornography*. New York: Commission on Human Rights (E/1992/22).

UN, The Secretary General (1997). *Promotion and Protection of the Rights of Children: Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography*. New York: UN General Assembly (A/52/482).

UNICEF (1995). *1995 Annual report*. New York: UNICEF.

UNICEF (1997). *Children and Violence*. Florence: UNICEF.

U.S. Department of Labor (1996). *Forced Labor: The Prostitution of Children*. Washington, D.C.: U.S. Department of Labor, Bureau of International Labor Affairs.

World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children (1996). "Declaration and agenda for action." Stockholm: *mimeo*.